最終更新日:2015年7月7日
浜井産業株式会社
代表取締役社長　武藤　公明
問合せ先:常務取締役管理担当兼経理部長　山畑　喜義
証券コード:6131
http://www.hamai.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境や市場の変化、顧客の動向にすばやく対応するため、経営判断の迅速かつ適正な意思決定をはかると同時に、経営の透明性・健全性の確保により、経営の監視機能を強化する等の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題と認識し、取締役会、監査役会及び内部監査部門等の機能向上、連携強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士機械製造株式会社	3,209,000	9.26
明治機械株式会社	2,564,000	7.40
明治安田生命保険相互会社	2,460,000	7.10
JFEエンジニアリング株式会社	1,720,000	4.96
株式会社みずほ銀行	1,323,000	3.82
浜井産業取引先持株会	1,283,000	3.70
武藤　公明	938,750	2.71
ファナック株式会社	750,000	2.16
武藤　公志	469,856	1.35
株式会社ミツトヨ	427,000	1.23

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

当社には、親会社、上場子会社はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
政木　道夫	弁護士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
政木　道夫		シティユーワ法律事務所所属弁護士	法律面から当社経営についても有効な指針を示していただくとともに、経営の監視についても十分に力を発揮していただけるものと考えており、社外取締役として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携につきましては、決算方針について適宜相互に確認を行い、会計監査人の工場実地監査に監査役が立ち会う等、其々の独立性を確保しつつ、機動的に対応しております。
また、監査役、内部監査室長は、会計監査人から定期的に、監査報告・レビュー報告及びそれに付随した説明を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野島　忠幸	他の会社の出身者									○				
湯澤　一郎	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野島　忠幸		明治安田ライフプランセンター株式会社出身	金融機関出身者としてその金融面の豊富な知識と経験から、社外監査役として適任と判断しております。
湯澤　一郎	○	明治機械株式会社出身	同じ機械メーカである明治機械株式会社の役員出身者として技術面に専門性を持ち、当社の業務内容や監査業務にも精通しており、社外監査役として適任と判断しております。 当社と湯澤　一郎氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断したため独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
独立役員湯澤　一郎氏は、直前事業年度（H26.4.1～H27.3.31）開催の取締役会13回のうち、13回に出席し、また、同事業年度開催の監査役会15回のうち、15回に出席し、監査上の観点から必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬等については、当社業績及び当該役員の業務に対する評価に基づき、代表取締役社長が、最終的に決定しており、別途インセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全役員(含む監査役)に付、人数、総額金額を社外取締役・監査役分を補記のうえ、開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社業績および当該役員の業務に対する評価に基づき、代表取締役社長が報酬等を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役専属の使用人を配置しておりませんが、監査役からの情報提供等の要請がある場合にはすべての部署の担当者が対応することとしております。
また、監査役補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する体制になっております。
さらに、取締役会の開催に際しては、社外取締役・社外監査役に事前に議案の通知を行なうと同時に案件によっては、事前の説明等も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の重要な経営判断・業務執行等の決定につきましては、すべて「取締役会」に付議され、十分審議の上、決定されており、また、その執行の監査・監督は、取締役相互にて牽制機能を持って監視しております。
さらに、社外監査役2名により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、当該監査役と内部監査室及び会計監査人との連携や内部統制委員会の設置等の多面的な内部統制システムを構築、機能させております。
社外監査役は、独立性が高く、経営上の経験及び高い知見を有する人材を登用しております。
当社は社外取締役に1名、弁護士を登用しており、法律面から当社経営についても有効なアドバイスをいただくとともに、経営の監視についても十分に力を発揮していただけるものと考えております。
したがって現状の体制で経営のチェック機能、監視機能は十分に機能しているものと考えます。
監査の機能強化につきましては、各監査役は、監査役会が定めた監査の計画・方針、業務の分担に従い、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主要な事業所の監査、取締役全員との年1度のヒアリング等を積極的に実施し、監査役会に報告しております。
また、会計監査人から適宜報告及び説明を受けております。
これらの監査結果を基に監査役会は、監査報告書を作成して、取締役会に報告しております。
会計監査の状況は、以下のとおりであります。
(1)業務を執行した公認会計士の氏名および所属する監査法人名
・藤原　　明(新日本有限責任監査法人):継続監査年数6年
・山口　俊夫(新日本有限責任監査法人):継続監査年数7年
(2)監査業務に係る補助者の構成
・公認会計士　4名　その他　6名
(3)監査報酬の内容監査証明業務に基づく報酬18,500千円
上記以外の業務に基づく報酬はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由は、以下のとおりであります。
当社としましては、コーポレート・ガバナンスの実効性確保のために、内部監査室の設置や監査役、内部監査室長と会計監査人との連携強化、内部統制委員会の設置及びその機能の拡充等の多面的な内部統制システムの構築、強化をはかっております。
また、平成25年6月27日より、執行役員制度を導入しております。
これは、意思決定の迅速化と業務執行責任者の役割と責任を明確にし、業務執行自体の迅速化をはかるものであります。
執行役員については、その選任、解任も含め、取締役会が監督いたします。

さらに、社外取締役が1名、取締役会に加わり、取締役相互の業務執行に対する監視機能の強化もはかっております。
こうした取り組みにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、「経営のチェック機能」「経営の監視機能」が十分に働く体制が構築し得ているといえます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会開催日他のホームページ掲載等株主の利便性向上策を検討中。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、人事異動等の適時開示資料を掲載。 海外展示会への出展情報も「展示会一覧」として掲載中。 業務活動についても「ニュース」「現場からの一言」欄等にて情報発信を推進中。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範、経営理念を盛り込んだ「基本方針」の中で「法令の遵守徹底」と「ステークホルダーのより高い満足の追求」を規定しております。
その他	適時開示に係る社内体制を整備、情報管理責任者を決め、会社情報の迅速・的確な開示体制をとっております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（内部統制システムに関する基本的な考え方）

リスクマネジメントと一体をなす内部統制が、適切に構築・運用されることが、業務の効率性を高め、顧客や株主等の信頼性を向上させ、企業価値を高めることにつながり、また、コンプライアンス体制を整え、法令遵守を徹底することが、企業の社会に対する最低限の責任であるという認識のもと、積極的に取り組んでおります。

（内部統制システムの整備状況）

当社の内部統制システムは、平成18年５月の「内部統制システムの整備に関する基本方針」(以下「基本方針」という)の取締役会決議に始まり、平成19年４月の「内部統制委員会」発足、平成21年４月には、「財務報告の適正性確保のための内部統制システムの整備と運用」について追加で、上記基本方針の改訂を取締役会にて決議しております。

このように、常に整備の進捗に合わせて内容の加除を行ってきております。

今般の会社法の改正と施行に合わせて、平成27年４月27日開催の取締役会にて上記基本方針の必要な改訂も実施済であります。

当社は、この基本方針に基づき、法令・定款・各種規程に則って、業務権限と責任を明確にし、業務の適正性を確保していくよう、業務執行にあたっております。

今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指して、現状の見直しを常に行い、継続的な改善をはかってまいります。

コンプライアンス体制の整備状況は、取締役または使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制構築として、「コンプライアンス基本規程」「内部通報規程」を整備し、運用しております。

情報管理体制としては、取締役または使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備として、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」に基づき、適正に運用中です。

さらに、不測の事態に対する備えも、「緊急対応規程」に基づき、「対策本部」を設置して対応するよう整備済であり、反社会的勢力を排除する体制も外部公的機関との連携も含め構築済であります。

また、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、万一、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

具体的体制としては、対応窓口を総務部・総務部長に集約し、代表取締役・関係取締役・内部監査室等との社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、特防連等）との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成20年1月28日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決定いたしました。

(1) 会社の支配に関する基本方針について

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 買収防衛策導入の目的

導入の目的は、上記「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者との交渉等が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、本買収防衛策を導入することとしたものです。

なお、本買収防衛策の有効期限は平成29年6月に開催される当社第91回定時株主総会終結の時までとします。

また、より詳しい本買収防衛策の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.hamai.com）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

―模式図―

＜ コーポレート・ガバナンス体制　＞

